

福岡県建設業協同組合 代表者 様

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課長

## 「まごころアート FUKUOKA GALLERY事業」の広報協力について（依頼）

平素より、本県の文化行政の振興に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当課では、文化芸術活動を通じて、障がいのある人の収入向上や社会参加を支援するため、障がいのある人が制作したアート作品（まごころアート）のレプリカや画像データをレンタル・販売し、その料金の一部（30%）を制作者へ還元する「まごころアート FUKUOKA GALLERY事業」に取り組んでいます。

令和7年2月末現在、131名の障がい者アーティストによる多彩な全303作品をレンタル・購入することができ、アートを身近に楽しめるだけでなく、SDGsの実現にもつながります。

また、令和7年度の競争入札参加資格審査手続きから、地域貢献評価活動項目の一つに「まごころアートの普及促進」が追加されます。

つきましては、別添のとおりチラシデータを送付いたしますので、加盟される会員（組合員）の皆様への周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

（会報誌等への折込みや総会等で配布いただける場合には、チラシをお送りさせていただきますのでご連絡ください。）

## 記

## 1 まごころアートFUKUOKA GALLERY事業について

## (1) サービスの概要

## ①作品レプリカのレンタル

フレーム（額）付きでお届けするため、届いたその日から飾れます。

料金	1か月プラン	4,950円
	3か月プラン	13,200円 ※1か月あたり4,400円
	6か月プラン	23,100円 ※1か月あたり3,850円
サイズ (フレーム込み)	Mサイズ：525mm×425mm / Lサイズ：725mm×525mm (いずれのサイズも料金は同じ)	

## ②作品レプリカの販売

マット紙（紙厚0.2mm）でお届けするため、部屋や作品に合わせてお好きなフレームで飾れます。

料金	44,000円
サイズ	Mサイズ：393mm×272mm / Lサイズ：545mm×393mm (いずれのサイズも料金は同じ)

## ③作品画像データの販売

購入した作品画像データは、変形・変色・トリミングなどの加工を施し、チラシやノベルティグッズ、商品パッケージなど、様々な用途にお使いいただけます。

	S (A6程度) 卓上カレンダー、 ポストカード	M (A3程度) チラシ、Tシャツ、 パンフレット	L (A0程度) ポスター、看板、 仮囲い
無料のものを 制作する場合 (例：ノベルティ)	26,400円	39,600円	59,400円
有料のものを 制作する場合 (例：商品パッケージ)	52,800円	79,200円	118,800円

※前回購入から1年以内の再購入時には、リピート割（上記料金から2割引）を適用可。

(2) 注文方法

- ① 「まごころアート FUKUOKA GALLERY」 HP から作品を選ぶ
- ② お申し込み (WEB、メール、FAX)

**【申込先】**  
 福岡県障がい者アートレンタル事業事務局 (NPO法人まる内)  
 TEL ▶ 092-516-0677 / 070-7578-7344  
 FAX ▶ 092-516-0677  
 Mail ▶ [artrental@maruworks.org](mailto:artrental@maruworks.org)  
 「まごころアート FUKUOKA GALLERY」 HP  
 ▶ <https://fukuoka-artrental.org/> (QRコード→)



- ③ 事務局から注文確定のご連絡  
 (ご注文確定前に、ご注文内容の確認のため、ご連絡を差し上げる場合があります)
- ④ 料金のお支払い (お振込み) ・作品のお届け
- ⑤ (レンタルの場合) ご返却

(3) 取組のメリット

サービス利用者と制作者 (障がいのある人) にとって、それぞれメリットがあります。

サービス利用者のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタルや購入できるレプリカは、<u>温度や湿度、紫外線対策、においなどの管理の手間が不要</u>。場所を気にせず、気軽にアートを楽しめる。</li> <li>・ <u>SDGs (持続可能な開発目標) の実現やCSR (企業の社会的責任) の推進、企業イメージの向上に寄与</u>。</li> </ul>
制作者側のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人がそれぞれの特性を生かしながら、文化芸術活動を通じて、収入向上や社会参加が図られる。</li> </ul>

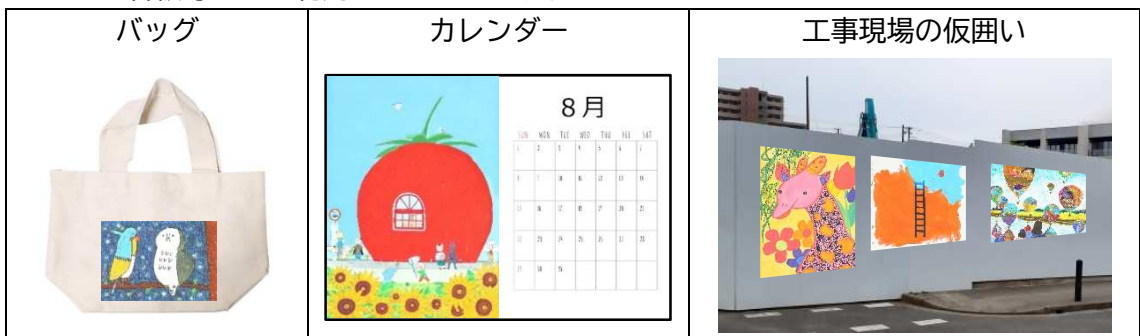
(4) 参考

① 展示の様子



② 作品画像データの活用イメージ

作品画像データを活用して、以下のように、ノベルティグッズを作成したり、商品パッケージ、看板等として利用したりできます。



## 2 競争入札参加資格審査における地域貢献評価活動項目「まごころアートの普及促進」の追加について

- ・ 県が推進する施策への積極的な協力を促すことを目的に、平成 25 年度から、競争入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を行う事業者を評価する「地域貢献評価活動項目」を導入しています。入札参加資格審査において、建設工事であれば、各項目 5 点（上限 100 点）が加点されます。
- ・ 令和 7 年度の競争入札参加資格審査手続きから、地域貢献評価活動項目として「まごころアートの普及促進」が追加されます。これは、障がいのある人の文化芸術活動を支援する「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」において、まごころアートをレンタル又は購入した事業者を評価するものです。

評価要件	入札参加資格審査申請日以前 1 年間に於いて、「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業（旧：福岡県障がい者アートレンタル事業）」における <u>作品レプリカ又は作品画像データのレンタル・購入金額が合計 5 万円以上（税込）</u> であること。
	※ 1 入札参加資格審査申請日 1 年間以内に、料金支払日（振込日）が属するレンタル・購入契約が対象。申請の際は、対象となる契約の請求書をご準備ください。
	※ 2 レンタル・購入金額には、郵送料や振込手数料、展示什器の購入費用、作品画像データを活用した製品の制作費用等は含めません。
	※ 3 申請事業者が、レンタル・購入実績のある複数の事業所を有する場合は、各事業所におけるレンタル・購入金額の合計が 5 万円以上であること。

※詳しくは、県 HP「地域貢献活動評価項目（まごころアートの普及促進）の要件・手続等（文化振興課）」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tiikikouken-magokoroart.html>)をご覧ください。

### 【問合せ先】

福岡県人づくり・県民生活部  
文化振興課文化第二係 池田  
TEL：092-643-3383